

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十九年二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

道路の種類	路線名	区 間
県道	石坂高坂停車場線	埼玉県東松山市大字高坂字参番町 九七一番一 地先から 埼玉県東松山市大字高坂字参番町 九六四番二 地先まで